本号で公布された法令のあらまし

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六二号）（内閣府本府）

1　公共施設等の管理者等による利用料金の収受等

㈠　公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。以下同じ。）は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が自らの収入として収受する利用料金を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて収受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を収受することができることとした。（第四条第一項関係）

㈡　公共施設等の管理者等は、㈠の規定により、公共施設等運営権者の委託を受けて利用料金を収受しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知その他適切な方法により、当該利用料金を支払うべき者に周知しなければならないこととした。（第四条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三六三号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二七年法律第五三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年四月一日とすることとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六四号）（国土交通省）

一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正関係

1　住宅部分として扱う建築物の部分を、次に掲げるものとした。（第三条関係）

㈠　居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室

㈡　台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの（㈠に規定するものを除く。）

㈢　集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

2　基準適合義務の対象となる特定建築物の非住宅部分の規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二〇分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が二〇〇〇平方メートルであることとした。（第四条第一項関係）

3　基準適合義務の対象となる特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第四条第二項関係）

4　基準適合義務の対象となる特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第四条第三項関係）

5　所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第五条第一項関係）

6　所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる増築又は改築に係る住宅部分の規模は、床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第五条第二項関係）

7　基準適合義務等を適用しない建築物の用途は、次に掲げるものとした。（第七条第一項関係）

㈠　自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途

㈡　観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

8　基準適合義務等を適用しない建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難な建築物は、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等とすることとした。（第七条第二項関係）

9　基準適合義務等を適用しない仮設の建築物は、建築基準法第八五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの等とすることとした。（第七条第三項関係）

10　所管行政庁への届出の対象となる建築物の新築の規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第八条第一項関係）

11　所管行政庁への届出の対象となる建築物の増築又は改築の規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三〇〇平方メートルであることとした。（第八条第二項関係）

12　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二八条第一項から第三項までに規定する勧告及び命令等の対象となる住宅事業建築主が新築する一戸建ての住宅の戸数は、一年間に一五〇戸であることとした。（第一〇条関係）

13　当分の間、基準適合義務等を適用しないこととする現に存する建築物の増築又は改築の範囲は、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物の延べ面積に対する割合が、二分の一を超えないこととした。（附則第二条関係）

二　地方住宅供給公社法施行令等の一部改正関係

独立行政法人等を国等とみなして準用する規定として、法第一三条、第一四条第二項、第一六条第三項、第二〇条及び附則第三条第六項から第八項までの規定を追加することとした。

三　施行期日

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六五号）（防衛省）

1　管理又は監督の地位にある職員に支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）

2　国の行政機関の内部部局の業務等に従事する職員に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改めることとした。（別表第四の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、1及び2は、平成二八年四月一日に遡って適用することとした。